

平成29年 3月23日

宗像市議会

議長 花田 鷹人 様

総務常任委員会

委員長 吉田 剛

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

第3号議案 宗像市大規模太陽光発電設備設置促進条例の一部を改正する条例について

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

引用条項の整理を行うもので、条例の内容についての変更はない。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第4号議案 宗像市特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

マイナンバーを活用した事務を行う場合において、法定利用事務に加え、地方公共団体が条例で定めた独自利用事務についても情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携が可能となったため、法定利用事務に準じた守秘義務等の諸対策を定める。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第5号議案 宗像市職員の勤務時間等に関する条例及び宗像市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律等が施行されることに伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

介護休暇の分割、介護時間の新設、育児休業等に係る子の範囲の拡大について定める。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 6 号議案 宗像市一般職の職員の給与に関する条例及び宗像市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

平成 28 年の人事院勧告により、一般職の職員の給与に関する法律の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

扶養手当の見直しと級別職務分類表の精査を行う。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 7 号議案 宗像市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

農業委員会交付金等交付要綱の一部改正を受け、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動を強化し、遊休農地の対策に係る事業等を推進するため、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬について、従来より国の農業委員会交付金と市費から月額で定額支給している基礎的報酬に加

え、新たに国が農地利用最適化交付金として活動・成果実績に応じ支給する年額報酬の金額を定める。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 8 号議案 宗像市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

地方自治法の規定に基づき、新たに 2 つの附属機関を設置し、1 つを廃止するに当たり、条例を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 宗像市歴史的風致維持向上計画策定委員会
歴史的風致維持向上計画の策定に関する調査審議を行うため、設置するもの。計画を策定し国の認定を受けることで、計画の中で位置づけた重点区域で取り組む事業に対し、国の支援を受けることが可能となる。重点区域として宗像大社辺津宮とその周辺地域を想定している。
- 2 宗像市世界遺産保存活用検討委員会
「「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群」の世界文化遺産登録を見据え、世界遺産の保存及び活用に関する検討を行うため、設置するもの。ユネスコ世界遺産委員会での決議内容等を考慮した整備計画・ランドデザインの策定、保存管理計画の改訂等を行う。

3 宗像市史跡等保存管理推進委員会

担任していた保存管理計画の改訂についての事務を宗像市世界遺産保存活用検討委員会に移行するため、廃止するもの。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 9 号議案 宗像市大島資料館条例を廃止する条例について

第 10 号議案 宗像市大島交流館条例の制定について

この 2 議案は関連があるため、一括して審査を行った。

宗像市大島資料館の機能を宗像市郷土文化学習交流館に統合し、宗像市大島交流館を設置することに伴い、宗像市大島資料館条例を廃止するものである。

また、地方自治法の規定に基づき、宗像市大島交流館の設置及びその管理について必要な事項を定めるため、条例を制定する。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 大島交流館の設置目的は、今年 7 月の世界文化遺産登録可否の決定を控えて、大島への来訪者に対し、世界遺産を初めとする大島の自然、歴史・文化の価値を伝えるとともに、これらの観光資源を活用した離島振興を図るものである。
- 2 大島交流館は直営で業務の一部を委託により運営する。世界遺産登録推進室の室長が館長を兼務、地元大島の住民が業務責任者、スタッフ、ガイドとして、実際に運営に携わることを想定している。

〔第 9 号議案〕

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

〔第 10 号議案〕

【意見】

(賛成意見)

- ・大島住民に世界遺産に登録されてよかったと思っていただけるよう、大島交流館、大島地区コミュニティ運営協議会のサポートを十分に行って欲しい。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 11 号議案 宗像市税条例等の一部を改正する条例について

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律等が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

特定非営利活動促進法の一部が改正されたことに伴う、市民税申告法人の名称変更、個人市民税における住宅借入金等特別控除制度の適用期限の延長、法人市民税法人割の税率引き下げ時期及び軽自動車税の環境性能割の導入時期の変更を行う。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

**第 36 号議案 宗像市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例について**

非常勤任用職員に対し通勤手当相当分の費用弁償を支給することで、当該職員の処遇を改善するため、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

非常勤任用職員が通勤のために要した費用について、一般職の職員の通勤手当の例により、費用弁償として支給する。対象人数は延べ約 140 人、予算は約 800 万円を見込んでいる。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。